2　法第三条第二項に規定する方法は、一の新規化学物質に係る同条第一項第五号の規定による確認に係る製造予定数量又は輸入予定数量に、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が当該新規化学物質の用途に応じて定める係数を乗じて算出する方法とする。

（高分子化合物の確認に係る申出）

第七条　法第三条第一項第六号の規定による確認を受けようとする者は、あらかじめ、その製造し、又は輸入しようとする新規化学物質について、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。

一　様式第十の申出書及びその写しを提出する方法

二　第十三条に規定する電子情報処理組織を使用する方法

（低生産量新規化学物質の審査の特例に係る申出）

第八条　法第五条第一項の申出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。

一　様式第十一の申出書を様式第一の届出書に添付して提出する方法

二　第十一条に規定する電子情報処理組織を使用する方法

（低生産量新規化学物質の確認に係る申出）

第九条　法第五条第四項の規定による確認を受けようとする者は、その製造し、又は輸入しようとする新規化学物質について、次の各号に掲げるいずれかの方法により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出なければならない。

一　様式第十二の申出書及びその写しを提出する方法

二　第十二条に規定する光ディスクを提出する方法

三　第十三条に規定する電子情報処理組織を使用する方法

［削る］

二　一の新規化学物質に係る前項第一号及び第二号の期間になされた申出に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量（法第五条第四項の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量を含む。以下この項において同じ。）が一トンを超える場合　当該新規化学物質に係る前項第二号の期間になされた申出に係る製造予定数量又は輸入予定数量

三　一の新規化学物質に係る前項第一号から第三号までの期間になされた申出に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量が一トンを超える場合　当該新規化学物質に係る前項第三号の期間になされた申出に係る製造予定数量又は輸入予定数量

四　一の新規化学物質に係る前項各号の期間になされた申出に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量が一トンを超える場合　当該新規化学物質に係る前項第四号の期間になされた申出に係る製造予定数量又は輸入予定数量

［新設］

（高分子化合物の確認に係る申出）

第四条の二　法第三条第一項第六号の規定による確認を受けようとする者は、あらかじめ、製造し、又は輸入しようとする新規化学物質について、様式第十の申出書及びその写しを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならない。

［新設］

（低生産量新規化学物質の審査の特例に係る申出）

第四条の三　法第五条第一項の申出は、法第三条第一項の届出をする際に、様式第十一の申出書を様式第一の届出書に添付し、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて行うものとする。

［新設］

（低生産量新規化学物質の確認に係る申出）

第四条の四　法第五条第四項の確認を受けようとする者は、同条第二項又は第三項の規定によりその申出に係る新規化学物質が同条第二項第一号に該当するものである旨の通知を受けた日（以下「通知日」という。）の属する年度（以下「通知年度」という。）に当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときは、様式第十二の申出書及びその写しを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならない。

［新設］

［新設］

2　法第五条第四項の確認を受けようとする者は、通知年度の翌年度以降の年度に当該新規化学物質を製造し、又は輸入しようとするときは、毎年、製造し、又は輸入しようとする年度の前年度の三月一日から同月十日までの期間に、様式第十二の申出書及びその写しを厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出することによつて申し出なければならない。